

平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

№.267
2024年
11月号
(11月7日)

- 発行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
 - 〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階
 - Tel:082-503-5855 FAX:082-294-4555
 - E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
 - 広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
 - ブログ：<http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/>
- ー子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！ー

発行責任者
大瀬敬昭
(事務局長)

女川原発2号機再稼働に抗議し座り込み

東北電力が女川原発2号機を再稼働させることに抗議し、県平和運動センターと県原水禁が呼びかけ、10月29日12時15分からの30分間、原爆慰霊碑前で座り込みを行いました。

この原発は、事故を起こした福島原発と同型の沸騰水型原子炉（BWR）で、この型の原発再稼働は福島事故後初めてとなります。

県原水禁を代表してあいさつした高橋克浩代表委員は、「核実験はもちろん、原発によっても多くの被曝者が生み出されている。核と人類は共存できない」と強調するとともに、座り込みが慰霊碑を背にして座っている理由を「被爆者の思いを背負って座っている」と説明し、諦めることなく脱原発・エネルギー政策の変更に声を上げていこうと参加者に訴えました。

続いて、県原水禁常任理事の木原省治さんから原発再稼働の現状が紹介されました。そこでは、女川原発が原発事故を起こした原発と同型であること、東日本大震災で被害を受

《今後の主な予定》

- 11月12日(火) 金剛山歌劇団50周年記念公演
広島朝鮮初中高級学校チャリティコンサート（JMSアステールプラザ）
- 11月20日(水) 島根原発再稼働問題学習会（自治労会館）
- 11月24～26日 第61回護憲大会（岡山市内）
- 12月4日(水) 広島県平和運動センター総会・学習会（自治労会館）
- 12月7日(土) 世界人権宣言76周年記念広島集会
（三原市リゾンプラザ文化ホール）
- 12月8日(日) 12.8不戦の誓いヒロシマ集会（弁護士会館）
- 12月9日(月) 原爆ドーム世界遺産登録記念集会（原爆ドーム前）
- 12月13日(金) 被爆2世裁判高裁判決（広島高裁）
- 12月16日(月) 県護憲幹事会・総会（自治労会館）
- 12月18日(水) 日朝友好広島県民の会総会（留学生会館）
- 12月21日(土) 島根原発再稼働反対集会（松江・予定）

けた原発であることなどを紹介。その上で、12月にも再稼働されようとしている島根原発2号機について、「燃料を入れる作業が始まっていて、それが終わるといつでも稼働できる状況になる。能登半島地震と同じような地形の島根で、もし地震と原発事故が起きたらと考えると再稼働など絶対に許せない」と島根原発での再稼働の動きを強く批判しました。

また、「最高裁の判決で、『福島原発事故は国の責任を問わない』とする判決が出されており、今後次々に再稼働が進んでいくのではないかと危機感を露わにしました。

座り込みは最後に、自治労県本部の栩野賢二さんがアピールを読み上げ拍手で確認しました。参加者は42人でした。



女川原発2号機の再稼働に抗議し、

原発に依存しないエネルギー政策を求めるアピール

東北電力は本日、多くの国民の反対の声を聞き入れることなく女川原発2号機を再稼働させます。

この原発は、事故を起こした福島原発と同型の沸騰水型原子炉（BWR）で、この型の再稼働は福島原発事故後初めてとなります。福島原発事故の原因も未だ明確になっていない中、そして福島の「原子力緊急事態宣言」も解除されておらず、廃炉作業も遅々として進んでいないなか、次々と進められる再稼働を容認することはできません。

とりわけ、本年1月1日に発生した能登半島地震では、北陸電力志賀原発で数々の「想定外」が起きました。原発内での変圧器の故障、原発周辺のモニタリングポストの故障、そして地震による道路やライフライン等の寸断。現状の避難計画に全く実行性がなく役に立たないことは誰の目にも明らかになりました。

さらには、核廃棄物処理を含めた「核燃料サイクル」が破綻し、廃棄物の処理もできない中での再稼働には一片の合理性も見出すことはできません。

2011年3月11日、国民の大多数は、決して忘れることのできない東京電力福島第一原発の過酷事故を経験し、改めて、原発に依存しない社会の実現を決意したはずで、今求められているのは、危険な原発への回帰ではなく、再生可能エネルギーのさらなる開発など、原発に頼らないエネルギー政策の推進です。

福島の子供たちの思いを忘れてはなりません。

核と人類は共存できません！

私たちは、女川2号機の再稼働に強く抗議するとともに、即時運転の中止を求めます。

2024年10月29日

「女川原発2号機再稼働抗議・慰霊碑前座り込み行動」参加者一同

2024年平和といのちと人権を！

11.3 ヒロシマ憲法集会を開催

憲法公布から78年となる11月3日、「2024年平和といのちと人権を！11.3ヒロシマ憲法集会」（主催＝広島総がかり行動実行委員会）が開かれました。集会はメインとなる弁護士会館の他に、県内5つの会場をオンラインでつなぎ、全体で312人が参加しました。

戦争をさせないヒロシマ1000人委員会のI女性会議・貴田月美さんの司会で始まった集会は、主催者を代表して山田延廣弁護士があいさつ。総選挙で与党の過半数割れと改憲

勢力が減少したことを踏まえ、「改憲という意味では、しばらくは静かになると思う」としながらも、「安倍内閣で戦争法が作られ集団的自衛権を認め、菅・岸田内閣で敵基地攻撃能力が認められ、軍事予算が大幅に増大し、生活がゆがめられていることは間違いない」と指摘するとともに、「選挙結果を喜んでばかりはられない。次の世代に入ってもらい、運動を継続し、世の中を変えていこう」と呼びかけました。

講演は、「戦争・被爆80年へ 未来のつくり方」と題して、九条の会事務局長の小森陽一さん。



総選挙で与党が過半数割れとなったことに触れながらも、「岸田政権から続く軍事的な再編は石破政権でも継続されていく。日米の軍事共同体制は変わらない」「軍事予算を拡大するための増税と憲法を変えていく路線は基本的に変わらない」と指摘。とりわけ、台湾有事を想定した南西諸島へのミサイル配備や基地の建設、米軍と自衛隊の装備の共有、そして武器輸出の推進などが進められているとし、「中国が台湾に軍事的な攻撃で統一しようとしている。それを日米が共同で打ち破るとなっている。周りで煽っているのはアメリカと日本」とその構図を紹介しました。

そして「そもそも論から考えていく必要がある」「第二次世界大戦の終わり方の問題が今まで引きずられてきている」と中国と台湾、イスラエルとガザについて触れた上で、「国連で、戦争を終わらせることができる問題提起ができるのは、憲法9条を持つ日本しかない。論理的には日本しかない」と指摘する一方、「政治が変わることを久々に多くの有権者が選挙を通して見て取った。引き続き運動を進めて行く契機にしてほしい」と参加者に訴えました。

狭山事件の再審を求める市民集会

狭山事件で石川一雄さんに有罪判決が出されたのは1974年10月31日、それから50年を迎え、「狭山事件の再審を求める市民集会 一袴田さん再審無罪勝利！次は狭山だ！東京高裁は事実調べ・再審開始を！」が、11月1日、日比谷野外音楽堂で開催されました。



集会は冒頭、主催者を代表して西島藤彦部落解放同盟中央本部執委員長より、「袴田さんが長い戦いの中

で再審無罪が確定した。次は狭山事件だ。再審を勝ち取り石川さんの見えない手錠を外すために全国各地での取り組みをお願いしたい」とあいさつされました。

続いて、支援する立憲民主党・社民党・れいわ新選組の各政党よりあいさつと法改正に向けた取り組みの決意が表明されました。

石川さんは、妻の早智子さんと登壇し「袴田さんの無罪確定は本当に感激した。次は私だ。私が元気で生きている間に全国で支えて頂くみなさんと再審無罪を勝ち取りたい。そ

して、集会は今日を最後にしたい。引き続きご支援を頂きたい」と、力強く訴えられました。

弁護団からは、「50年前の寺尾判決の有罪証拠の主軸とされた筆跡資料や取り調べテープなどが明らかになり、これまで出された証拠を科学鑑定し提出してきた。特に、被害者の万年筆のインクに付いた元素を調べた結果、石川さん宅から発見された万年筆と被害者の物とは元素が異なることが明らかになった。今年の8月の第60回三者協議の中で、検察庁にあるインクの資料をX線分析するため開示請求を行い、裁判所はこれを認め実施に向けて協力するように要請した。今、再審に向けて最終局面にきている」と報告しました。

連帯アピールでは、再審無罪を勝ち取った袴田さんの姉の袴田秀子さんをはじめ、袴田さんを支援する会、足利事件冤罪被害者の菅谷利和さん、東住吉事件冤罪被害者の青木恵子さん、湖東記念病院事件冤罪被害者の西山美香さんがそれぞれあいさつ。最後に集会アピールを採択し、都内をデモ行進しました。

今、袴田さんの再審無罪など世論は法改正など含め石川さんの再審に向けて最終局面にきています。引き続き取り組みの強化と支援をお願いします。

一方で、検察・警察及び裁判所は冤罪をつくり冤罪被害者に心身ともに長期間にわたり苦痛を与えた責任と併せて犯人を野放しにし、被害者家族に対しても苦痛を与え続けてきた責任もあります。

冤罪は、冤罪被害者と被害者家族の他には伝わらない心労もあります。冤罪を生まないために今こそ司法改革と再審法の改正が必要です。みなさんと共に取り組みを強化していきましょう。（報告＝高橋克浩）

中国人受難者追悼し 平和と友好を祈念する集い

戦時中の1944年、現在の安芸太田町にある安野発電所建設工事に、中国から市民や元捕虜たち360人が連行され、過酷な労働を強いられました。

13年前、工事を請け負った西松建設を相手とした民事訴訟の和解が成立し、今も稼働を続ける安野発電所近くに「安野中国人受難者の碑」が建立され、毎年「広島安野・中国人被害者を追悼し歴史事実を継承する会」が主催し「集い」が開かれてきました。

今年は、10月20日、中国人受難者遺族を始め、橋本博明安芸太田町長、王宏偉中国駐大阪総領事館領事など54人の参加で「集い」が開かれました。

主催者を代表してあいさつした足立修一弁護士は、1992年から安野への中国人強制連行問題が取り組まれてきたことなどを紹介し、「和解事業によって築かれた日中間の友好と交流をさらに深めて、被害者の追悼、歴史の継承を継続していきたい」と決意が述べられました。（写真＝「安野中国人受難者の碑」の前で記念撮影する、安野中国受難者遺族の丁蘭芬さんと丁榮春さんたち・右から2人目と3人目）

